

令和3年3月定例会議案概要

第2号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度越谷市一般会計補正予算（第10号）） 【行財政部財政課】

新型コロナウイルスワクチン接種事業の執行に伴い、一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの

◇補正額：1億6,700万円

◇専決処分日：令和3年（2021年）1月25日

第3号議案 越谷市副市長の選任につき同意を求めることについて

越谷市副市長青山雅彦氏の任期満了（令和3年（2021年）3月31日）に伴い後任者を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任者》

氏名：青山雅彦（あおやま・まさひこ）

略歴：元越谷市総務部長
越谷市副市長

第4号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員川合時雄氏の任期満了（令和3年（2021年）4月4日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：川合時雄（かわい・ときお）

略歴：元東彩ガス株式会社代表取締役社長
越谷市公平委員会委員

第5号議案から第18号議案まで

越谷市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（14件）

越谷市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの

*任期：令和3年（2021年）4月27日から令和6年（2024年）4月26日まで（3年間）

氏名	現委員	略歴
宇田川 道代	○	越谷市農政審議会委員
大熊 敏夫		越谷市農地利用最適化推進委員
荻島 元治	○	越谷いちご団地生産組合組合長
金子 繁雄	○	越谷市農政審議会会長職務代理者
小林 博		農業従事者
坂巻 秀雄	○	越谷市農政審議会委員
渋谷 喜代治	○	越谷市農政審議会委員
瀬尾 守		元越谷市農業協同組合監事
田口 勲	○	民生委員・児童委員
藤井 光昭	○	越谷市農政審議会会長
三ツ木 宗一	○	越谷市農政審議会委員
山崎 保夫	○	元越谷市農業協同組合常勤監事
吉田 佳子	○	増林連合婦人防火クラブ会長
小沼 真由美		越谷市学校運営協議会委員 越谷市交通指導員

第19号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員中村恭之氏の任期満了（令和3年（2021年）3月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：木村正英（きむら・まさひで）

略歴：土地家屋調査士

第20号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員大沢昌太郎氏の任期満了（令和3年（2021年）4月2日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：與喜多正人（よぎた・まさひと）

略歴：税理士

第21号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課（保健医療部保健所生活衛生課・都市整備部建築住宅課）】

(1) 衛生手数料関係

① 食品衛生法等関係《令和3年6月1日から施行》

営業許可業種の見直しに伴い、当該営業許可に係る申請手数料を改めるもの
改正前：42件 → 改正後：32件

② 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係《令和3年4月1日から施行》

ア 衛生証明書*1の発行に係る手数料 1件につき 870円

イ 適合施設*2の認定に係る手数料

(ア) 現地調査を要する場合 1件につき 20,900円

(イ) 現地調査を要しない場合 1件につき 10,400円

*1 輸出する農林水産物等が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書

*2 農林水産物の加工等を行う施設が輸出先国の定める要件に適合する施設

(2) 土木手数料関係

① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等関係《令和3年4月1日から施行》

建築物エネルギー消費性能基準の適合義務の対象が拡大されることに伴い、対象建築物（建築物の非住宅部分）の審査対象部分の床面積に応じて定めている建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料の区分を細分化するもの

	改正前	改正後
審査対象部分の 床面積	300㎡以上	300㎡以上1,000㎡未満
	2,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満

第22号議案 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

【行財政部行政管理課（総務部法務課・人事課、都市整備部市街地整備課、固定資産評価審査委員会）】

行政手続における市民の負担軽減を図るため、関係6条例について、押印手続の廃止を行うもの。令和3年4月1日から施行

No.	改正する条例	改正内容
1	越谷市議会政務活動費の交付に関する条例	政務活動費に係る収支報告書における押印の廃止
2	越谷市固定資産評価審査委員会条例	審査申出人の口頭による意見陳述の調書等における押印の廃止
3	越谷市職員のサービスの宣誓に関する条例	宣誓書における押印の廃止
4	越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業施行規程	審議会議事録における押印の廃止
5	越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業施行規程	
6	越谷都市計画事業西大袋土地区画整理事業施行規程	

第23号議案 包括外部監査契約の締結について

【行財政部行政管理課】

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：令和3年（2021年）4月1日
- (3) 契約金額：1,200万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方：藤原拓也（公認会計士）

第24号議案 越谷市地区センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【市民協働部市民活動支援課】

越谷市大沢地区センターの移転に伴い、所要の改正を行うもの

- (1) 位置の変更《令和3年9月1日から施行》
現行：越谷市大沢二丁目10番40号 → 移転後：越谷市東大沢一丁目12番地1
- (2) 使用料の改定《令和3年6月1日から施行し、同年9月1日以後の使用に係る使用料について適用》
既存の大型地区センターと同様、施設の規模に応じた使用料とするもの

第25号議案 越谷しらこぼと基金条例の一部を改正する条例制定について

【市民協働部市民活動支援課】

越谷しらこぼと基金を活用し、まちづくりに資するため、所要の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行

- (1) 基金の使途として定められた事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、当該基金を処分することを可能とするもの
- (2) 市長の附属機関として越谷しらこぼと基金運営委員会を設置し、基金の効果的な運用を図るもの

*越谷しらこぼと基金運営委員会委員 報酬（日額）8,500円

第26号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【福祉部介護保険課】

第1号被保険者（65歳以上）に係る介護保険料の見直しを行うもの。令和3年4月1日から施行

<基準額> 改定前：月額4,700円（年額56,400円） 平成30年度～令和2年度
改定後：月額5,380円（年額64,560円） 令和3年度～令和5年度

第27号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子育て支援課】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部が改正され、母子生活支援施設に配置する心理療法担当職員の資格要件として、大学院において心理学を専修した者が追加されることに伴い、省令に従い、同様の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行

厚生労働省令の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、介護・障害福祉サービス等に関する基準条例（19条例）・5議案（★印）において、省令と同様の改正を行うもの

【5議案（19条例）の改正内容（共通事項）】

1 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付けるもの

2 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるもの

3 虐待防止の推進

虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施、担当者を定めることを義務付けるもの

4 ハラスメント対策の強化

事業者に必要なハラスメント対策を義務付けるもの

5 地域と連携した災害への対応の強化

非常災害対策としての訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携する努力義務を定めるもの

第28号議案 越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★【子ども家庭部子育て支援課】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、所要の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行

【改正内容（個別事項）】（障がい児を対象とした通所等サービス関係）

- (1) 医療的ケアを必要とする障がい児が利用する場合には、看護職員の配置を義務付けるもの
- (2) 療育に直接携わる従業者要件から障害福祉サービス経験者を除き、児童指導員又は保育士のみとするもの
- (3) 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務付けるもの
- (4) 身体的拘束等を行う場合の説明等に係る努力義務を定めるもの（本市独自基準）

第29号議案 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について★【福祉部介護保険課】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（6条例）について同様の整備を行うもの。令和3年4月1日から施行

【改正内容（個別事項）】（介護サービス等のうち施設サービス関係）

- (1) 事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けるもの
- (2) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けるもの
- (3) 栄養管理及び口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付けるもの

【改正する条例】

- (1) 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (5) 越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

第30号議案 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について★ 【福祉部介護保険課】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（4条例）について同様の整備を行うもの。
令和3年4月1日から施行

【改正内容（個別事項）】（介護サービスのうち訪問・通所等サービス関係）

- (1) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けるもの
- (2) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行う努力義務を定めるもの

【改正する条例】

- (1) 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

第31号議案 越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例及び越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

【福祉部介護保険課・地域包括ケア推進課】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（2条例）について同様の整備を行うもの

【改正内容（個別事項）】（介護サービスのうちケアプラン作成に係るサービス関係）

- (1) 前6箇月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの割合等について利用者への説明を義務付けるもの《令和3年4月1日から施行》
- (2) 生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者のケアプランを点検・検証する仕組みを導入するもの《令和3年10月1日から施行》

第32号議案 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について★

【福祉部障害福祉課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（6条例）について所要の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行

【改正内容（個別事項）】（障がい者を対象としたサービス関係）

- (1) 就労移行支援等において、利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行うことを定めるもの
- (2) 就労継続支援A型事業所の利用者の労働時間その他の運営状況に関して、自ら評価を行い、その結果を公表することを義務付けるもの
- (3) 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務付けるもの
- (4) 身体的拘束等を行う場合の説明等に係る努力義務を追加するもの（指定障害福祉サービスのうち訪問サービス関係・本市独自基準）

【改正する条例】

- (1) 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 越谷市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 越谷市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

第33号議案 越谷市子ども医療費支給に関する条例及び越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子育て支援課・福祉部障害福祉課】

健康保険法等の一部が改正され、医療保険制度における被保険者等の資格確認について、電子による方法（個人番号カードに記録された電子証明書を送信する方法）が導入されることに伴い、医療機関等において受診する際の各種医療保険の資格確認方法として、当該方法を加えるもの。公布の日から施行

第34号議案 越谷市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部保健所生活衛生課】

食品衛生法の一部が改正され、営業届出制度が設けられることに伴い、これまで条例で定めていた営業届出制度に係る規定を削除するもの。令和3年6月1日から施行

第35号議案 議決事項の一部変更について（越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）請負契約の締結） 【市民協働部市民活動支援課】

令和2年6月定例会において議決を経た上記契約の締結について、地域倉庫の拡張、外壁改修工事等に伴い、契約金額等を変更するもの

(1) 契約金額

変更前：3億4,980万円 → 変更後：3億9,754万円

(2) 履行期限

変更前：令和3年（2021年）5月31日 → 変更後：令和3年（2021年）7月30日

(3) 工事規模

変更前：防災備蓄倉庫・地域倉庫 102.00㎡

変更後：防災備蓄倉庫・地域倉庫 151.12㎡

外壁改修工事 一式

第36号議案 越谷市下水道条例の一部を改正する条例制定について

【建設部下水道経営課】

下水道使用料の見直しに伴い、一般用の料金改定を行うもの。令和3年9月1日から施行し、同年11月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用

一般用	改定前		改定後	
基本料金	10 m ³ まで	1,050 円	6 m ³ まで	800 円
超過料金	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	110 円	6 m ³ を超え 20 m ³ まで	110 円
			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	120 円
	50 m ³ を超え 200 m ³ まで	115 円	50 m ³ を超え 200 m ³ まで	132 円
	200 m ³ を超え 500 m ³ まで	118 円	200 m ³ を超え 500 m ³ まで	142 円
	500 m ³ を超える分	121 円	500 m ³ を超える分	150 円

第37号議案 越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【教育総務部生涯学習課】

越谷市大沢公民館の移転に伴い、所要の改正を行うもの

(1) 位置の変更《令和3年9月1日から施行》

現行：越谷市大沢二丁目10番40号 → 移転後：越谷市東大沢一丁目12番地1

(2) 使用料の改定《令和3年6月1日から施行し、同年9月1日以後の使用に係る使用料について適用》

既存の大型公民館と同様、施設の規模に応じた使用料とするもの

第38号議案 越谷市立体育館条例の一部を改正する条例制定について

【教育総務部スポーツ振興課】

越谷市立第1体育館及び第2体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

- (1) 市立体育館の一部廃止《令和3年8月1日から施行》
 - ① 越谷市立第1体育館（越谷市大沢二丁目10番21号）
 - ② 越谷市立第2体育館（越谷市大沢二丁目10番21号）
- (2) 市立体育館（北体育館、南体育館、西体育館）の休館日の変更《令和3年8月1日から施行》

	変更前	変更後
市立体育館	①毎週火曜日 祝日にあたるときは、その翌日 ②1月1日から1月4日まで ③12月28日から12月31日まで	①1月1日から1月4日まで ②12月28日から12月31日まで

- (3) 使用時間及び使用料の変更《令和3年6月1日から施行し、同年8月1日以後の使用に係る許可について適用》

区分		午前9時～ 午前11時	午前11時～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後7時	午後7時～ 午後9時
アマチュア スポーツ 及び レクリエー ション	全面 使用	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	2分の1 使用	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
その他		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

第39号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家解体工事請負契約の締結について

【教育総務部生涯学習課】

- (1) 契約の目的：越谷市立あだたら高原少年自然の家解体工事
- (2) 契約の方法：随意契約
- (3) 契約金額：3億4,870万円
- (4) 履行期限：令和3年（2021年）12月24日
- (5) 契約の相手方：越谷建設推進協同組合
- (6) 構造：鉄筋コンクリート造 4階建（地下2階・地上2階）
- (7) 規模：3,335.43㎡（本棟）・1,192.61㎡（増築棟）・52.65㎡（車庫）

第40号議案から第46号議案まで

令和2年度越谷市一般会計補正予算（第11号）について ほか補正予算6件

第47号議案から第57号議案まで

令和3年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件

【問合せ】総務部法務課

電話 048-963-9130